

自動車運送事業者における
心臓疾患 大血管疾患 対策ガイドライン



令和元年 7月 5日

国土交通省自動車局
事業用自動車健康起因事故対策協議会

INDEX

はじめに	02
本ガイドラインのポイント	03
 【本編】	
1章 心臓疾患、大血管疾患と交通事故	
1：健康起因事故とは	05
2：事故につながる心臓疾患、大血管疾患	06
3：心臓疾患、大血管疾患による事故を防ぐ	07
4：（参考）疾患の発症を防ぐための関係法令	08
2章 運転者の健康状態の把握	
1：症状の確認と対応	09
2：定期健康診断の受診と対応	10
3：スクリーニング検査の受診と対応	13
4：リスクの高い運転者の専門医受診	16
3章 精密検査及び治療	19
4章 専門医の受診の結果を踏まえた対応	21
5章 生活習慣の改善の促進	23
参考資料：心臓疾患、大血管疾患取扱規程の様式（サンプル）	25
 【疾患解説編】	
1. 冠動脈疾患	29
2. 不整脈疾患	31
3. 失神発作	33
4. 大動脈瘤、大動脈解離	35
5. 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）	37
6. 精密検査と治療の詳細	38

はじめに

心臓疾患は、平成29年の日本人全体の死因の15.3%を占め、悪性新生物（がん）に続き第2位となっています。また、大血管疾患に分類される大動脈瘤及び解離も死因の1.4%を占めており、心臓疾患と大血管疾患は、我が国の死因において重要な疾病となっています。

また、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）においても運転者の心臓疾患や大血管疾患により、運転を継続できなくなった事案が、毎年数十件、国土交通省に報告されています。

運転中に心臓疾患や大血管疾患を発症した場合、著しい血圧低下や重症の不整脈により、意識障害、意識消失、心停止等を生じ、重大事故を引き起こす可能性が高まります。

事業者には、多くの利用者の生命、財産を安全に目的地に運ぶとともに、歩行者、他の交通の利用者をはじめ、運送事業の周囲で活動する人々の安全性を確保する責任があるため、運転者における健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病の早期発見に努め、対処する必要があります。

運転者の疾病により運転を継続することができなくなった事案の発生件数が毎年増加している状況を踏まえ、平成28年12月に、道路運送法及び貨物自動車運送事業法が改正され、事業者は運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が、法律上明記されました。

本ガイドラインは、これらの法律の改正に際しての衆議院国土交通委員会の決議を受け、一般社団法人日本循環器学会の協力により医学的知見をいただきながら作成したものです。

運転者の健康管理に活用できるよう、事業者が知っておくべき心臓疾患、大血管疾患に関する症状や各種検査（スクリーニング）と結果の活用方法、その後の精密検査の内容等を踏まえ、受診前の準備から受診後の対応までの一連の流れを具体的に示したものです。

事業者においては、これらの法律の改正の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを活用することにより、心臓疾患、大血管疾患に係る検査の受診や治療の必要性についての理解が浸透し、積極的な症状チェックや各種検査結果の活用による心臓疾患、大血管疾患のリスクが高い者（以下「リスク者」という。）の抽出と専門医受診が進むことが期待されます。

また、今後も、心臓疾患、大血管疾患に関する医学的知見の深化や事業者によるリスク者に対する対応の普及状況等を踏まえ、本ガイドラインの改訂を行うとともに、国土交通省としても健康起因事故防止に向けた更なる方策を検討し、運輸業界において「安全と健康」が継続的に向上していくことを目指します。

本ガイドラインのポイント

運転者的心臓疾患、大血管疾患が原因となる交通事故を防ぐために、事業者が取り組むべき内容を、本ガイドラインにまとめました。

スクリーニング検査や定期健康診断を活用し、運転者の健康状態を把握し、生活習慣を改善することを支援する取組が事故防止につながります。

知識

1章

★ 健康起因事故の原因となる心臓疾患、大血管疾患

★ 疾患の原因と予防

(参考) 関係法令について

実践

心臓疾患、大血管疾患の早期発見と発症予防のための実施事項

2章-1

「重篤な疾患を見逃さないために注意すべき症状」を把握

症状あり

2章-2

定期健康診断
結果による事後措置

要受診者

2章-3

スクリーニング検査
の実施

リスク者

5章

生活習慣改善を促す

全員

事業者が実施

「疾患を見逃さないために注意すべき症状」について運転者に周知する。また、症状について日ごろから点呼等で確認し、医療機関の受診が必要な症状が現れた場合は、受診を促す。

定期健康診断の結果及び所見について、要精密検査や危険因子に関して一定の目安に該当した場合には医療機関への受診を促す。

定期健康診断に追加してスクリーニング検査（オプション等）を受診する対象者を選定する。

スクリーニング検査

スクリーニング検査の結果で受診が必要な場合は医療機関への受診を促す。

運転者に対して、生活習慣の改善を促す社内教育や施策を実施する。
健康保険組合や協会けんぽと協力して特定保健指導を実施する。

2章-4

医療機関への受診を促す

受診時に医療機関に対し予め運転業務に関する情報提供を依頼

医療機関が実施

2章-3

スクリーニング検査

3章

精密検査

治療

事業者が実施

運転者の運転業務に関する意見を医療機関から聴取

4章

就業上の措置